（様式第2号）

令和8年度　11月
売払番号 第 709 号
県有林産物公売　物件明細書
物件の種類 :立木

１　入 札 日　　令和8年11月24日（火）

２　開始時間　　10:00

３　入札会場　　花巻地区合同庁舎　2階　第3・4会議室

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 花巻農林振興センター　森林保全課課
県有林担当TEL　0198-41-5407

目　次

1　日程等 …… 1
2　入札会場位置図 …… 1
3　公売物件の所在地及び数量等 …… 2
4　現地案内の日程等 …… 2
5　現地案内集合場所位置図 …… 3
6　数量集計表 …… 4
7　明細表 …… 5～7
8　物件所在位置図 …… 8～10
9　入札心得 …… 11～12
10　入札書様式 …… 13～15
11　委任状（参考様式） …… 16
12　伐採搬出等に係る留意事項 …… 17
13　アカマツ伐採施業指針 …… 18～21
14　公売物件の概要 …… 22～24

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

所　属	住　所	電話番号
県南広域振興局　農政部 花巻農林振興センター 森林保全課　県有林担当	〒 025-0075 花巻市花城町１－41	TEL 0198-41-5407 FAX 0198-22-6714
岩手県農林水産部 森林保全課　県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10－1	TEL　019-629-5797 FAX 019-629-5789

日　程　等

１　入 札 日　　令和8年11月24日（火）

２　開始時間　　10:00

３　入札会場　　花巻市花城町１－41
花巻地区合同庁舎　２階　第3･4会議室
TEL　0198-41-5407

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図

公売物件の所在地及び数量等

売払番号	所在地	県有林の種類	事業区名	保安林種	立木調査の方法※2	区域面積（ha）	主要樹種	立木材積（m3）	FIT制度優遇措置	搬出期間※1
709	花巻市大迫町外川目　地内	水源林 県行造林	合石 (2)(3)	―	航空レーザ	14.73	カラマツ スギ	6,292	対象 （保安林）	3年

※1）搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまので期間。

※2）航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準値（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承願います。

現地案内の日程等

売払番号	日　時	集合場所（別紙位置図を参照）	備　考
709	令和8年11月6日（金）10:00	花巻市大迫町大迫11地割38-2 大迫産直センター「アスタ」駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、花巻農林振興センター職員の担当者が行います。

現地案内集合場所位置図

花巻市大迫町大迫11地割38-2

大迫産直センター「アスタ」 駐車場

数量集計表

売払番号	事業区	樹種	面積（ha）	径級（cm）	立木本数（本）	立木材積（m3）
709	合石（2）	スギ	2.13	10 ～ 64	1,365	1,067.427
		アカマツ	2.04	10 ～ 42	456	162.372
		カラマツ	1.25	10 ～ 62	967	905.593
		計	5.42		2,788	2,135.392
	合石（3）伐区①	スギ	6.59	18 ～ 48	39	40.675
		カラマツ		10 ～ 54	3,253	2,976.270
		計	6.59		3,292	3,016.945
	合石（3）伐区②	カラマツ	2.72	10 ～ 54	1,585	1,140.292
		計	2.72		1,585	1,140.292
	合計	スギ		10 ～ 64	1,404	1,108.102
		アカマツ		10 ～ 42	456	162.372
		カラマツ		10 ～ 62	5,805	5,022.155
			14.73		7,665	6,292.629

売払番号　第　709　号

水源林県行造林 合石（2）事業区

明細表

樹　種	スギ		アカマツ		カラマツ				合　計	
林　齢	63･76年生		63年生		76年生					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.042	16	0.992	2	0.094			19	1.128
12	5	0.385	35	3.255	10	0.800			50	4.440
14	23	2.530	34	4.284	18	2.106			75	8.920
16	40	6.400	56	9.632	37	6.401			133	22.433
18	76	16.036	41	9.348	58	13.398			175	38.782
20	80	22.880	43	12.040	58	17.458			181	52.378
22	110	39.490	48	16.272	54	21.006			212	76.768
24	134	59.362	58	24.650	56	26.992			248	111.004
26	161	86.618	37	18.204	79	46.452			277	151.274
28	149	96.403	32	19.008	72	51.048			253	166.459
30	121	89.540	22	14.762	71	57.155			214	161.457
32	100	87.400	14	10.528	73	68.912			187	166.840
34	75	76.800	8	6.688	76	79.724			159	163.212
36	80	95.280	6	5.862	73	88.549			159	189.691
38	53	70.172	3	3.225	50	69.700			106	143.097
40	38	57.646	2	2.348	46	70.104			86	130.098
42	32	53.280	1	1.274	35	60.585			68	115.139
44	26	48.828			37	69.449			63	118.277
46	17	35.972			14	29.596			31	65.568
48	11	25.168			14	31.864			25	57.032
50	11	28.061			19	46.436			30	74.497
52	6	16.440			4	10.888			10	27.328
54	7	20.538			3	8.721			10	29.259
56	4	12.920			2	6.438			6	19.358
58	1	3.440			2	6.842			3	10.282
60	2	7.546			3	10.887			5	18.433
62	1	4.009			1	3.988			2	7.997
64	1	4.241							1	4.241
66										
68										
70										
計	1,365	1,067.427	456	162.372	967	905.593			2,788	2,135.392
平均直径	29cm		21cm		30cm					
平均樹高	23m		18m		23m					

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面　　積	5.42 ha	
立木本数	2,788 本	
立木材積	2,135.392 ㎥	（　　7,687 石）

売払番号　第　709　号

水源林県行造林 合石（3） 事業区 伐区①

明細表

樹　種	スギ		カラマツ						合　　計	
林　齢	76年生		76年生							
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10			5	0.365					5	0.365
12			28	3.248					28	3.248
14			68	11.288					68	11.288
16			146	32.996					146	32.996
18	2	0.594	223	66.677					225	67.271
20	3	1.128	257	98.688					260	99.816
22	2	0.932	310	154.690					312	155.622
24	3	1.707	253	154.583					256	156.290
26	5	3.305	297	210.276					302	213.581
28	5	3.940	272	230.384					277	234.324
30	3	2.799	253	253.253					256	256.052
32	1	1.057	246	276.504					247	277.561
34	4	4.912	202	262.600					206	267.512
36	2	2.840	198	284.328					200	287.168
38	5	7.895	166	272.074					171	279.969
40			133	238.336					133	238.336
42			90	175.590					90	175.590
44	1	2.146	56	122.920					57	125.066
46	2	4.816	27	64.044					29	68.860
48	1	2.604	11	28.094					12	30.698
50			8	22.744					8	22.744
52			2	6.088					2	6.088
54			2	6.500					2	6.500
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	39	40.675	3,253	2,976.270					3,292	3,016.945
平均直径	30cm		28cm							
平均樹高	29m		27m							

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面　　積	6.59 ha	
立木本数	3,292 本	
立木材積	3,016.945 ㎥	（　10,861 石）

売払番号　第　709　号

水源林県行造林 合石（3） 事業区 伐区②

明細表

樹　種	カラマツ								合　　計	
林　齢	76年生									
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	15	0.990							15	0.990
12	28	3.080							28	3.080
14	75	11.775							75	11.775
16	103	23.278							103	23.278
18	155	46.345							155	46.345
20	188	68.996							188	68.996
22	136	64.872							136	64.872
24	138	80.730							138	80.730
26	129	91.332							129	91.332
28	129	104.748							129	104.748
30	127	122.174							127	122.174
32	95	106.780							95	106.780
34	70	87.430							70	87.430
36	72	103.392							72	103.392
38	49	77.273							49	77.273
40	40	68.960							40	68.960
42	16	31.216							16	31.216
44	9	19.035							9	19.035
46	6	14.232							6	14.232
48	3	7.662							3	7.662
50	1	2.742							1	2.742
52										
54	1	3.250							1	3.250
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	1,585	1,140.292							1,585	1,140.292
平均直径	25cm									
平均樹高	25m									

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面　　積	2.72 ha	
立木本数	1,585 本	
立木材積	1,140.292 ㎥	（　　4,105 石）

売払番号　　第　709　号

物件所在位置図（その１）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石（2）（3）事業区

・・・物件所在地

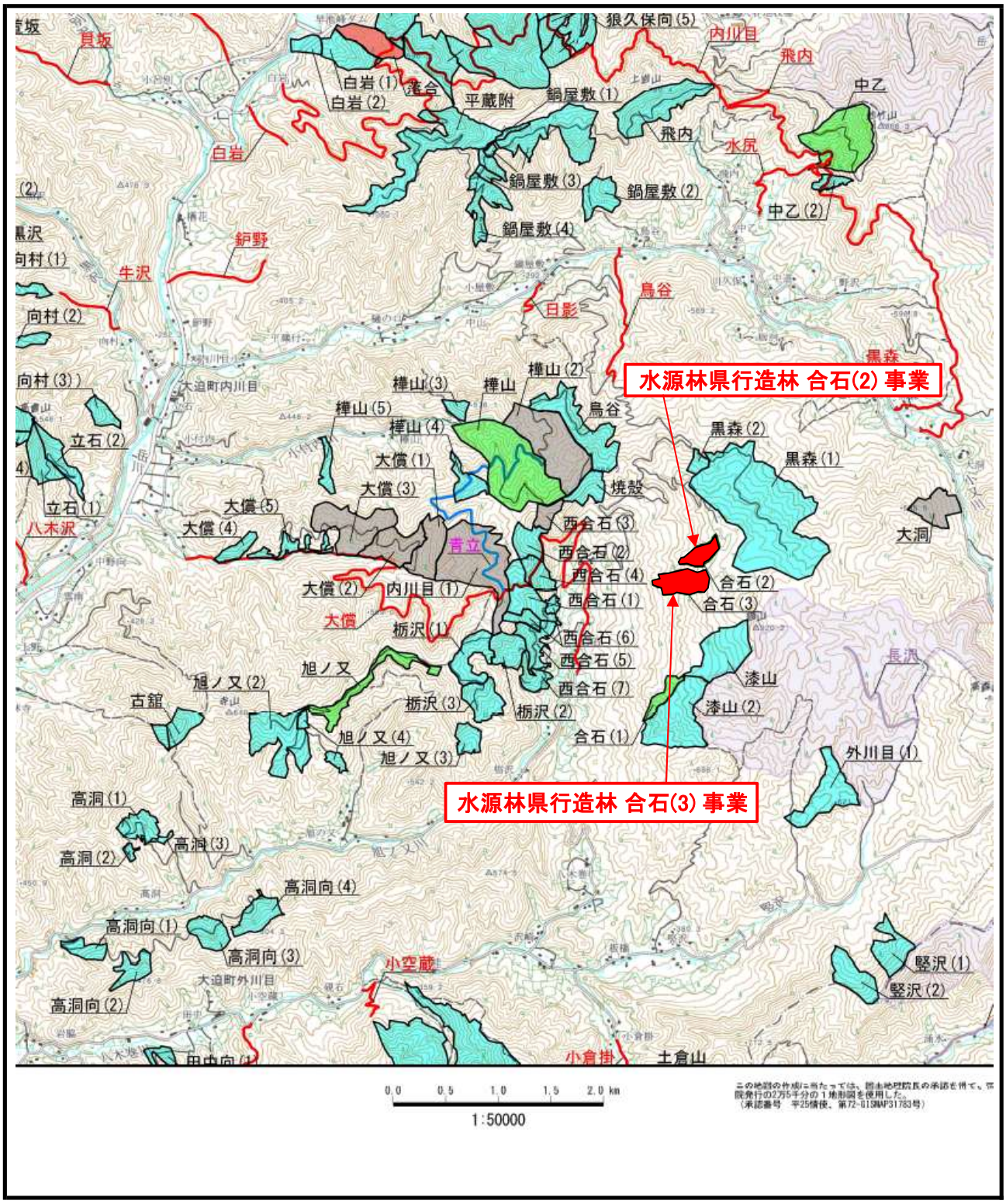

売払番号　　第　709　号

物件所在位置図（その2）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石（2）事業区

・・・物件所在地

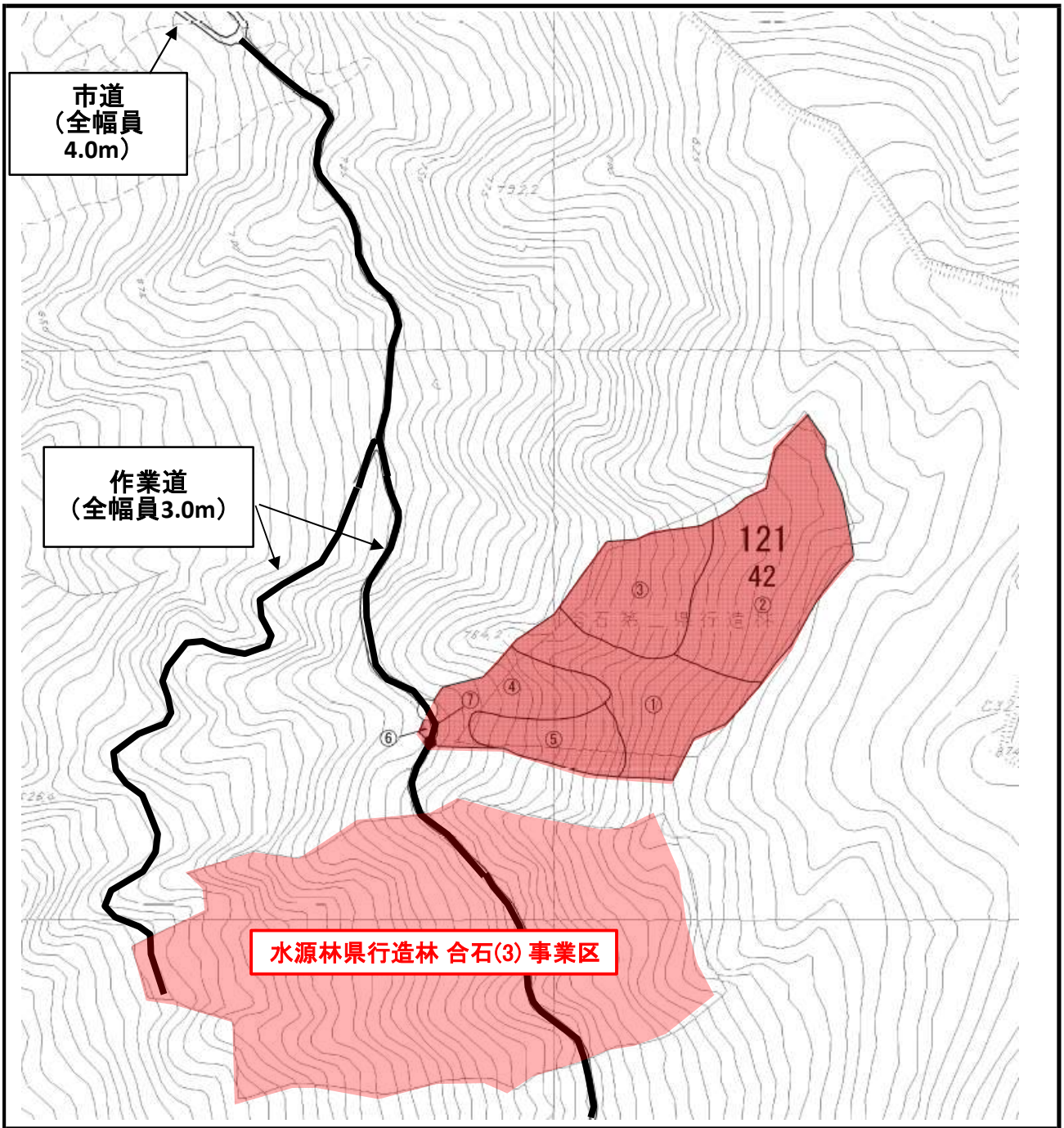

車種	6t	搬出条件	搬出期限：3年
その他条件	（　物件所在位置図（その3）に記載のとおり　）		

売払番号　　第　709　号

物件所在位置図（その３）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石（3）事業区

・・・物件所在地

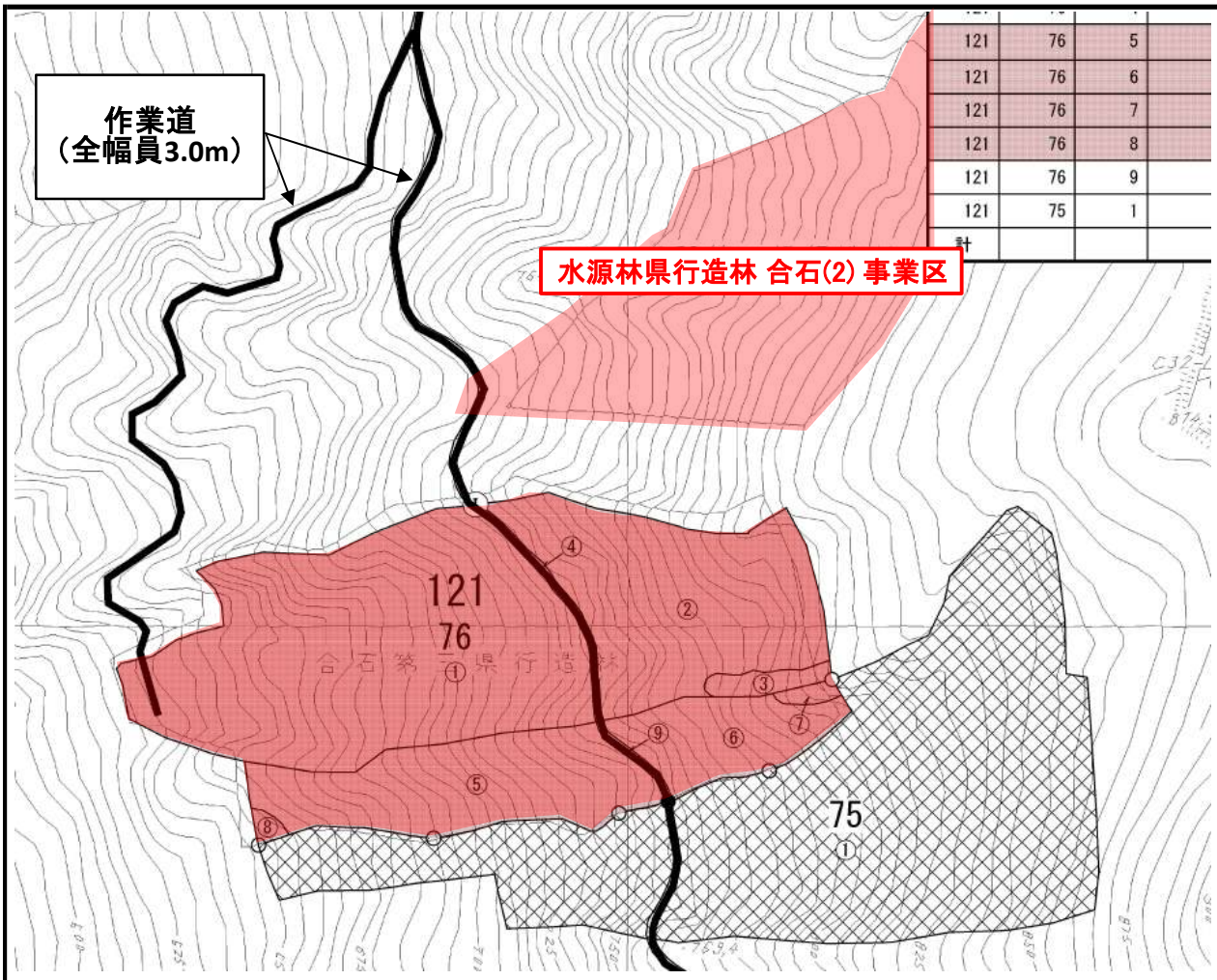

車種	6t	搬出条件	搬出期限：３年
その他条件	①水源林県行造林 合石(2) 事業区と水源林県行造林 合石(3) 事業区の間に位置する土地は県行造林契約地ではないため、当該土地の所有者から当該土地の立木を伐採し、県行造林の伐採した立木を搬出するために木材搬出路を作設して通行することの承諾を得ています。 ②保安林内立木伐採許可期間は令和9年３月31日までである。令和9年４月１日以降も伐採作業を行う場合は、県有林産物（立木）売買契約者において保安林内立木伐採許可を得ること。 ③木材搬出路を作設するための保安林内作業許可は、県有林産物（立木）売買契約者において許可を得ること。なお、立木の伐採及び搬出後の林地崩壊を未然に防ぐため、搬出作業路の開設は必要最小限とすること。 ④車両の走行により、既設道路を損傷した場合には、補修すること。		

別　記

県　有　林　産　物　競　争　入　札　心　得

1　資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札書記載事項等

（1）　入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア　売払番号

イ　入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ　入札年月日

エ　宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：県南広域振興局長　様））

オ　入札参加資格者名簿の登録番号

カ　入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

（2）　入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

（3）　入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

（4）　記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4　代理入札

（1）　入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

（2）　委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5　事前入札

（1）　事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに県南広域振興局農政部花巻農林振興センター森林保全課に到着するよう提出すること。

（2）　事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに１通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

（3）　外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和８年度　11月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

（4）　外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

（5）　持参する場合は、事前入札書提出届（様式第２号）により提出すること。

（6）　落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6　入札の無効

（1）　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽に該当する入札

イ　入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印をしていない入札

オ　金額を訂正した入札

カ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ　上記５（２）及び（３）に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク　明らかに連合によると認められる入札

ケ　同一の入札について２通以上の入札をした者の入札

コ　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（2）　次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

7　落札者の決定

（1）　入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

（2）　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

8　再度入札

（1）　最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

（2）　再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。

（3）　最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。

（4）　入札執行回数は３回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。

9　指名競争入札における入札の辞退

（1）　入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（2）　入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

（3）　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

10　公正な入札の確保

（1）　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（3）　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（4）　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11　入札保証金

入札保証金は免除する。

12　賠償責任

落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。

13　契約締結の留意事項

（1）　落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

ア　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当することとなったとき。

イ　その他著しい不適正な行為があったとき。

（2）　落札者が、契約書を受理した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の３に相当する金額を違約金として徴収する。

（3）　契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。

ア　入札日から起算して過去２か年間において、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を２回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）

イ　契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。

ウ　契約締結時に、確実な担保を提供した場合。

なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

（4）　売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として３か月の延納を認める。

様式第１号

入　札　書

令和８年度 11月 県有林産物公売

落　札

売払番号	第　　709　　号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和８年11月24日

県南広域振興局長　様

登録番号	

住　　所

氏　　名　　印

（備考）

１　金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

２　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

様式第２号

令和７年　　月　　日

事前入札書提出届

令和８年度 11月 県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。

記

１　売払番号　　第 709 号

２　開札日　　令和８年11月24日

３　入札者　　登録番号　第　　号
住　　所
氏　　名

受付印

様式第１号

記載例

入　札　書

令和８年度 11月 県有林産物公売

落　札

売払番号	第　709　号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	￥	○	□	△	○				

令和８年11月24日

県南広域振興局長　様

登録番号	

委任する

住　　所　○○県△△市□□町××字○○番地
氏　　名　○○木材　株式会社
代表取締役　○○　○○

印

代理人が入札する場合に記載

（上記代理人）
氏　　名　△△　△△　印

委任のある支店等から委任を受けた復代理人が入札する場合に記載

（上記代理人）
住　　所　○○県□□市××町○○字□□番地
氏　　名　○○木材　株式会社　□□営業所
営業所長　□□　□□
（上記復代理人）
氏　　名　△△　△△　印

（備考）
1　金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
2　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

（参考様式）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

県南広域振興局長　様

（委任者）
住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1　委任する入札

(1) 件　名　令和８年度 11月 県有林産物公売

(2) 入札日　令和８年11月24日

2　代理人

住　所

氏　名

使用印

県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いします。
特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いします。

１　枝条や伐倒木等の処理方法について

- 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- 枝条等の残材は渓流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

２　作業道及び土場の作設について

- 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- 路網を計画する際は、渓流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、渓流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあって、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和５年５月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

３　道路の使用や損傷防止等について

- 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

４　その他の事項

- 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

５　アカマツ林の伐採について

当該物件は、松くい虫被害地域（周辺地域）となりますので、アカマツ材を伐採、搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。
また、「森林病害虫等防除法」に基づき公表している令和８年３月27日付け「岩手県告示第167号」において、森林病害虫等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認願います。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

（平成 21 年 4 月 16 日森整第　65 号）
（改正　平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号）
（改正　平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号）
（改正　平成 24 年 4 月 13 日森整第　52 号）
（改正　平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号）
（改正　平成 27 年 3 月 3 日森整第　799 号）
（改正　令和5年2月 27 日森整第　745 号）
（改正　令和8年4月1日森整第　110 号）

1　趣　旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2　地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、一戸町
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3　施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と搬出間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

<table>
<tr><th rowspan="2">地域名</th><th rowspan="2">伐採時期</th><th colspan="3">処　理　方　法</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>造材丸太</th><th>残　材</th><th>枝　条</th></tr>
<tr><td rowspan="6">被害地域
及び
周辺地域</td><td>4月
～5月</td><td>6月に入る前に林外に搬出すること。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td><td>薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
破砕は、チッパーにより行い、厚さ15mm以下とすること。</td></tr>
<tr><td>6月
～9月</td><td colspan="3">伐採を避けること。
やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。</td><td>6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。</td></tr>
<tr><td>10月
～11月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>放置してもよい。</td><td rowspan="3">「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）</td></tr>
<tr><td>12月
～1月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>2月
～3月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>その他の地域</td><td></td><td>通常の施業でよい。</td><td>左に同じ。</td><td>左に同じ。</td><td></td></tr>
</table>

4　その他

(1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね500m未満の地域に準じる。

(2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。

(3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね200m以内）の連年施業は避けること。

(4) クロマツについても本指針に準じて施業する。

(5) この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1　目的

アカマツの伐木残材や枯損木が松くい虫被害の感染源となっていることから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2　調査方法

(1) 10 月～翌年 5 月までの各月の 20 日に供試木 2 本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年 10 月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。

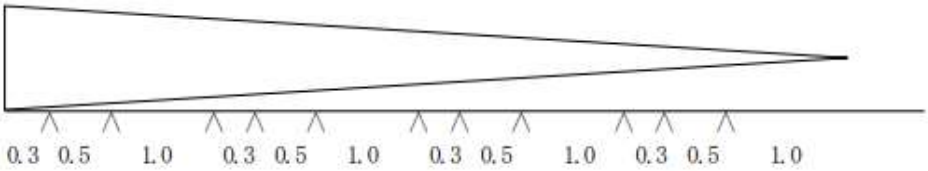

時期別伐倒木調査とりまとめ表

現地機関名					担当者名				
林況・地況	所在地				事業区、林小班				
	樹種		林齢	年	平均胸高直径	cm	平均樹高	m	
	方位		標高	m	備考				

調査結果

伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材					0.5m 材					0.3m 材				
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			
			0	＋	++	+++		0	＋	++	+++		0	＋	++	+++
年　月　日	No.1 No.2 計															
年　月　日	No.1 No.2 計															
年　月　日	No.1 No.2 計															

0　寄生なし
＋　1　匹
++　2～5匹
+++　6匹以上
} 供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数

注）1　判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。
2　カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。
（林業技術センターで飼育して判定する）
3　寄生密度の判定は、概略で良い。（全面剥皮の必要はない）

松くい虫被害対策としてのアカマツ伐採施業指針附属図

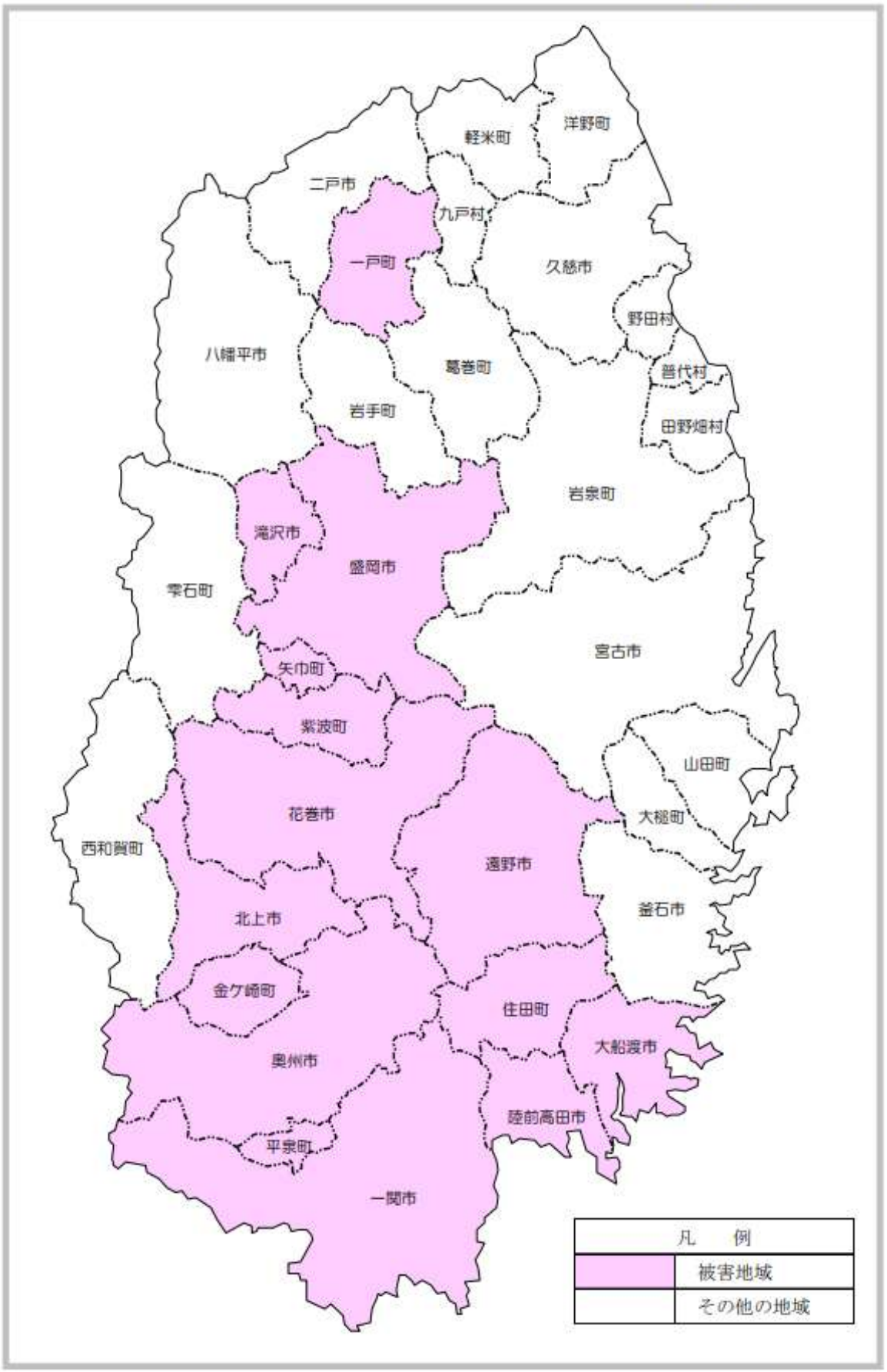

売払番号　　第　709　号

公売物件の概要（その１）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石(2) 事業区

１　林内状況

（1）スギ（63～76年生）

（2）カラマツ（76年生）

（3）アカマツ（63年生）

２　施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S26、S39	
除伐	S40～S50、H5	
素材生産	H5	
保育間伐	H8	

売払番号　　第　709　号

公売物件の概要（その２）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石(3) 事業区

１　林内状況

（1）スギ（76年生）

（2）カラマツ（76年生）

２　施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S26、S38、S39	
除伐	S40～S46	
素材生産	－	
保育間伐	－	

売払番号　　第　709　号

公売物件の概要（その３）

花巻市大迫町外川目　地内　　水源林県行造林 合石(2)(3) 事業区

１　道路状況

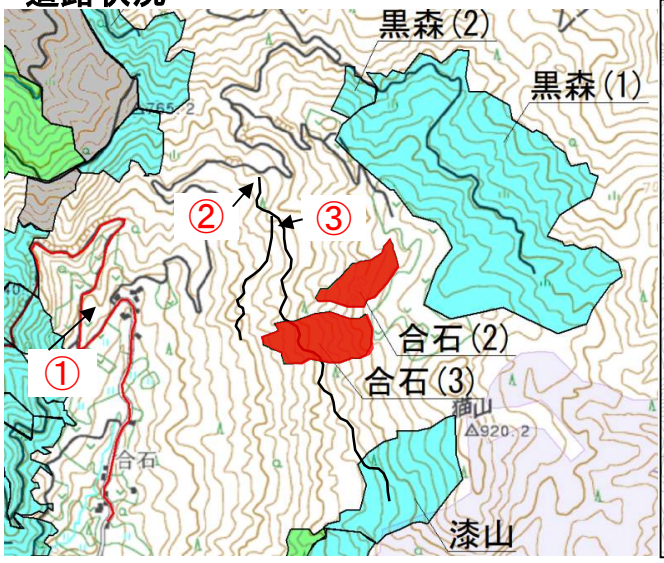

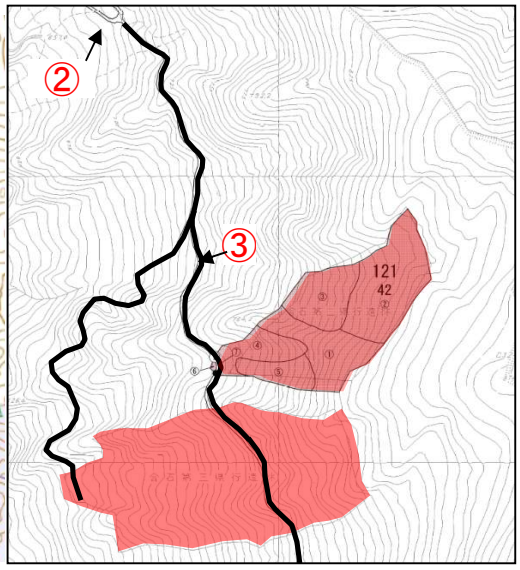

（1）町道（幅員4.0m）
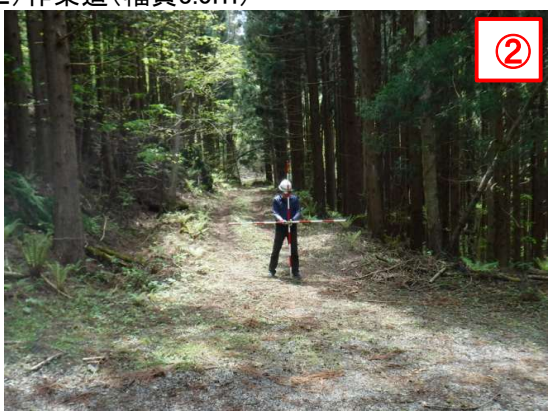
（2）作業道（幅員3.0m）